



複写

許可番号 第 02815003203 号

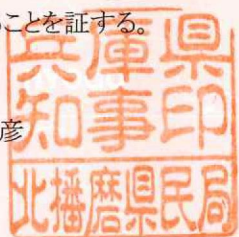
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府和泉市テクノステージ2丁目3番28号
氏名 大栄環境株式会社
代表取締役 金子 文雄



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 平成29年6月18日

許可の有効年月日 令和6年6月17日

1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業 (積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1. 燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)
2. 汚泥(水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を含む。)
3. 廃油
4. 廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)
5. 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)
6. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
7. 紙くず
8. 木くず
9. 繊維くず
10. 動植物性残さ
11. 動物系固形不要物
12. ゴムくず
13. 金属くず
14. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
15. 鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)
16. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
17. ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)
18. 13号廃棄物

以上 18 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

事業の区分: 収集運搬業 (積替え・保管を含む)

取扱産業廃棄物の種類

- 1. 燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)
2. 廃プラスチック類
3. 紙くず
4. 木くず
5. 繊維くず
6. ゴムくず
7. 金属くず
8. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
9. がれき類

以上 9 種類

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

【裏面に記載のとおり】

3. 許可の条件

- (1) 積替え・保管の場所は、許可証記載の場所に限る。
(2) 当該産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。
(3) 「2(1)」の場所において、積替え又は保管を行う廃棄物には石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、「2(2)」の場所において、積替え又は保管を行う廃棄物には石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含まない。

4. 許可の更新又は変更の状況

Table with 2 columns: Date and Status. Includes entries for new permits, renewals, and amendments from 1980 to 2029.

5. 積替え許可の有無 有

神戸市 第6910003203号 西宮市 第9913003203号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

[別紙]

- (1) 積替え・保管場所:兵庫県三木市口吉川町吉祥寺字谷 124-7 地内
- ・ 積替え・保管を行う産業廃棄物の種類:廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
 - 上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。
 - ・ 積替え・保管面積:495.1 m²
 - ・ 積替え・保管上限:778.3 m³
- (2) 積替え・保管場所:兵庫県三木市跡部三ツ釜 291-4 地内
- ・ 積替え・保管を行う産業廃棄物の種類:燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
 - 上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含まない。
 - ・ 積替え・保管面積:20.5 m²
 - ・ 積替え・保管上限:18.5 m³

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。